



小林市告示第 219 号

次に掲げる者は、その住所が不明のため、この者に係る令和8年度軽自動車税督促状(令和8年6月19日発送分)は、市長において保管し、送達を受けるべき者からの請求があったときは、いつでも交付する。

地方税法第20条の2の規定により告示する。

令和8年7月16日

小林市長

堀 研二郎



公示送達リスト (令和8年度 軽自動車税 第1期督促状)

[illegible]